

本リリースに関する連絡先:

榊原 優
広報PR マネージャー
03 6271 9408
Yu.Sakakibara@bakermckenzie.com

ベーカーマッケンジー、サン電子株式会社のイスラエル国連結子会社 によるイスラエル国ベンチャーキャピタルへの総額 110 百万米ドルの 優先株式発行および戦略的パートナーシップの設立に関して 法的アドバイスを提供

【東京発 2019 年 6 月 19 日】ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）（所在地：東京都港区、代表パートナー：ジェレミー・ピッツ、以下「ベーカーマッケンジー」）は、モバイルデータソリューション事業、新規 IT 関連事業およびエンターテインメント関連事業を柱とする IT 機器メーカー大手であるサン電子株式会社（所在地：名古屋市中村区、代表取締役社長：山口正則）の連結子会社による総額 110 百万米ドルの優先株式発行および戦略的パートナーシップの設立に関して法的アドバイスを提供しました。

本案件は、サン電子株式会社の連結子会社であるイスラエル国 Cellebrite Mobile Synchronization Ltd.（以下「Cellebrite 社」）が、イスラエル国のベンチャーキャピタルである Israel Growth Partners Capital の投資ビークルである IGP SAFERWORLD, LIMITED PARTNERSHIP（以下「IGP 社」）を共同投資家として迎え入れるために、Cellebrite 社が IGP 社を引受先とする第三者割当による総額 110 百万米ドルの優先株式を発行し、戦略的パートナーシップ設立のための株主間契約を締結したものです。

本案件は、ベーカーマッケンジー東京事務所コーポレート/M&A グループの木村裕をリードパートナーとし、東京事務所のシニア・アソシエイトである富本聖仁および稲葉正泰、並びにアソシエイトの長橋佑太郎が携わりました。

本案件について、東京事務所の木村裕弁護士は、「当ファームにおける比類ないグローバルネットワークの強みを生かし、モバイルデータソリューション事業を牽引するサン電子株式会社の国境を越えた高度な本案件に関与することができたことを心から嬉しく思います。グローバル化が急速に進む中、世界における日本企業の競争力を高める一助となるよう今後とも努めていく所存です」と述べています。

本案件の詳細はサン電子株式会社のウェブサイトをご覧ください。

<https://www.sun-denshi.co.jp/news/>

本件における責任者



木村 裕
パートナー、コーポレート／M&A グループ
03 6271 9520
Yutaka.Kimura@bakermckenzie.com

M&A および一般企業法務に関する経験を豊富に有する。主要な日本企業、国際企業、プライベートエクイティファンド、投資銀行に対し、国内およびクロスボーダーM&A、企業再編、一般企業法務に関するアドバイスを提供。

ベーカーマッケンジーについて

ベーカーマッケンジーは、世界を舞台とする厳しい競争に立ち向かうクライアント企業を支援します。私たちは、様々な国や幅広い業務分野に関わる複雑な法的課題を解決します。65年以上にわたり独自の文化を育んできた当事務所では、13,000人の所員が現地の市場を理解し、複数の国や地域に跨る案件を巧みに遂行することができます。信頼のおける同僚・友人のように、互いに協力して案件に臨むことで、クライアント企業と信頼を築きます。

www.bakermckenzie.com

ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）は、ベーカーマッケンジーの東京事務所として1972年に開設されました。日本法に関する卓越した知識、経験とともに、グローバル・ビジネスに関する実績とノウハウを兼ね備えた外国法共同事業を営む法律事務所として、日本最大級の規模を有しています。当事務所は、ベーカーマッケンジーのメンバーファームとして、国内外の金融法務、M&A、企業法務、独占禁止法、大型プロジェクト、知的財産、国際税務、訴訟・仲裁、労務、環境、製薬、不動産関連等について、総合的かつ専門的な法務サービスを提供しています。

www.bakermckenzie.co.jp



ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）はベーカー&マッケンジーインターナショナルのメンバーファームです。ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）及びベーカー&マッケンジーインターナショナルのその他のメンバーファームは、日本においては弁護士法人ベーカー&マッケンジー法律事務所を通じて業務を提供します。専門的知識に基づくサービスを提供する組織体において共通して使用されている用語例に従い、「パートナー」とは、法律事務所におけるパートナーである者またはこれと同等の者を指します。同じく、「オフィス」とは、かかるいずれかの法律事務所のオフィスを指します。